

令和2年5月臨時市議会

提案理由説明書

佐世保市

本日は、臨時市議会を開催させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、貴重な時間を拝借して恐縮に存じますが、この場をお借りして、「新型コロナウイルス感染症」に関し、市民の皆様並びに議員の皆様、先にご報告いたしました4月臨時会以降の現状、本市の対応状況等につきまして、ご報告いたします。

ご報告の前に、まずもって外出自粛などにご協力いただいた市民の皆様、心よりお礼申し上げますとともに、医療及び福祉などの現場におきまして、この感染症と直接向き合い、昼夜を問わずご尽力頂いている関係者の皆様、並びに、交通事業や流通、小売、飲食など、生活の下支えをいただいている関係者の皆様に対しまして、改めて、心より感謝とおねぎらいを申し上げたいと存じます。

また、これまでにたいへん多くの方から本市に対し、ご支援を頂戴しております。マスクや消毒液はじめ医療用品ほか寄付金、なかには手作りの品物や折り鶴などもございます。いただきましたご支援は、市内医療機関や福祉施設ほかにおいて配布させていただくとともに、今回の感染症対策に活用してまいります。中学生・高校生含め市民の皆様や、中国友好都市であります厦門市をはじめとした市内・市外の団体、法人の皆様からのご支援に心から感謝申し上げます。

一方、大変残念なことに、本市において新型コロナウイルスに感染されお亡くなりになられた方、また、そのご遺族の皆様には、お悔やみを申し上げます。

さて、5月31日まで期間が延長されておりました緊急事態宣言につきましては、昨日5月14日に、国において、8都道府県を除いて解除する方針が示され、本日、長崎県においても方針が示される見込みとなっております。

本市におきましては、市保健所において、帰国者・接触者相談センター等での相談対応、医療機関への受診調整、感染拡大を防ぐための積極的疫学調査による情報収集、広報・啓発活動など、職員一丸となって事態への対応にあたっておりますとともに、4月30日からは、検体採取のため佐世保地域外来・検査センターを開設し、医療機関の負担軽減を図ってまいりました。

現在のところ、4月18日以降、新たな患者は発生しておりませんが、今後も引き続き感染拡大防止に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

市立小・中学校等につきましては、国の緊急事態宣言を踏まえ県の要請を受け、4月22日から5月10日までの間、市立小・中学校全校等において臨時休業を実施いたしました。さらに、大型連休終了後も、児童生徒の生命や安全確保を第一とする考えと学習の保障の観点から、5月17日まで延長することとし、5月18日から再開することといたしました。

児童生徒が登校する際には、引き続き検温や体調確認の健康観察等、感染症対策

を実施するとともに、今後の状況にも注視しながら、適宜、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、本市が設置する施設等につきましては、市民生活の維持に必要な施設を除き、原則として4月22日から休館してまいりましたが、いわゆる「3密」の回避や消毒の徹底など必要な感染予防対策を講じたうえで、順次、施設の利用を再開することといたします。

次に、本市経済に及ぼしている多大な影響を踏まえての市内企業等への対応についてでございますが、本市としては状況に応じて3段階で支援を実施することとしております。

まず、第1段階では、国の経済対策開始までの間をつなぐ、本市単独の緊急対応として、飲食店、宿泊及び貸切バス事業者に対して緊急支援給付金の実施と企業相談ワンストップ窓口の設置を行いました。

次に、第2段階となる安定化支援段階としまして、4月30日付けでの国の経済対策に係る補正予算成立を受けて、特別定額給付金の支給申請の受付及び国の事業者向けとなる持続化給付金のオンライン申請受付が開始されました。また、日本政策金融公庫などの政府系金融機関で実施されておりました実質無利子の特別貸付に加えて、民間金融機関でも取扱いが可能となる実質無利子の融資制度が創設されました。

本市としましても、こうした状況及び商工会議所はじめ各種団体等からの要望も踏まえ、この後の提案理由でご説明いたしますが、影響が著しい中小企業者の経営支援のため、所要の財源を捻出し、幅広い業種への支援制度を創設することといたしました。

なお、農林水産業においては、外食産業等の仕入れの落ち込み等により、特に牛肉、魚介類、花き類の売上げの減少が著しいことから、それらの売上げが一定基準以上減少した農業者及び漁業者に対し、緊急支援を実施することといたしました。

その後、第3段階となる計画的支援段階では、国の補正予算の状況も見ながら、本市の経済の回復、活性化のための施策を実施する予定としております。

なお、全市民へ1人当たり10万円を支給する特別定額給付金のスケジュールでございますが、オンライン申請の受付を5月1日から開始しており、5月22日から給付開始を予定しております。

郵送申請につきましては、申請書を5月20日から順次発送し、6月上旬から随時給付を予定しております。

本市としましては、こうした政策への対応を迅速・的確に行うため、感染拡大防止に当たる「新型コロナウイルス感染症特別対策室」の設置、経済対策に当たる「佐世保市緊急経済雇用対策本部」（商工労働課）の体制強化、子育て世帯への臨時特

別給付金の対応に当たる「子育て特別給付金事務局」の設置など、推進体制の強化を図っているところです。

感染症の拡大については依然として予断を許さない状況が続いておりますが、その動向を見極めつつ、「感染症の拡大防止と社会経済活動の維持との両立」に向け、今後も必要な体制整備を図ってまいります。

大型連休前に市長メッセージとして、「家から出ない」、「市外の人を呼ばない」、「市外から来ない」という「3つのない」をお願いいたしました。たくさんのご協力をいただいたことにあらためて感謝申し上げます。本市におきましては、4月18日以降感染者の発生はみられないものの、この新型コロナウイルス感染症の収束には長期間にわたる取組が必要であるとも考えられており、わずかな油断が取り返しのつかない事態を引き起こす恐れも否定できません。

そのため、市民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、引き続き当面の間は、他の地域への往来をでき得る限り自粛していただきますようお願いしたいと考えております。

また、感染拡大の防止と経済活動の両立に配慮した取り組みを進めるため、マスクの着用や手洗いの励行、密閉・密集・密接の3密を最大限避けるなど、お一人おひとりが「新しい生活様式」に取り組み、日頃から十分な感染症対策を徹底したうえで、市内での買い物や飲食、イベント等への参加など、日常的な経済活動の段階的な再開についても、取り組んでいただきますよう、改めてお願いいたします。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本臨時会でご審議いただきたい案件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算並びに佐世保市国民健康保険条例及び佐世保市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件でございます。

また、併せて、地方自治法第179条の規定に基づく市長専決処分に係る報告議案8件を提案させていただくものでございます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内経済への対応として、先ほど述べた3段階の支援のうち、第2段階（安定化支援段階）の第2弾として、国の経済対策（補正予算）としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とともに、本市経済への影響の大きさに鑑み、財政調整基金を取り崩して本市独自の大規模な支援施策などを実施することとし、一般会計において、農業者・漁業者・中小企業者に対する経営持続給付金の支給や、感染症対策を実施している飲食店の応援事業、テイクアウト促進支援、市民・県民宿泊キャンペーン、寄附金を活用した新型コロナウイルス感染症医療従事者支援などの各事業を行うとともに、感染拡大防止策や感染症対策における相談体制強化に係る経費など、合計で21億7,044万円を計上いたしております。

特別会計においては、国民健康保険事業において、新型コロナウイルス感染症に

感染した国民健康保険被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うための必要経費 699 万円を計上し、全会計合わせて 21 億 7,743 万円を計上いたしております。

それでは各議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

第 64 号議案 令和 2 年度佐世保市一般会計補正予算（第 5 号）

今回の補正予算は、21 億 7,044 万円でございますが、この結果、予算の総額は 1,485 億 8,308 万円と相成っております。

総務費でございますが、総務管理費におきまして、国境離島を対象とした特定経営基盤維持事業費 900 万円を計上いたしております。

民生費でございますが、社会福祉費におきまして、住居確保給付金支給事業費など 1,782 万円を計上し、児童福祉費におきまして、児童クラブ事業費など 9,146 万円を計上いたしております。

衛生費でございますが、公衆衛生費におきまして、相談体制強化を行う新型コロナウイルス感染症対策事業費など 8,578 万円を計上し、保健所費におきまして、PCR 検査実施に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費など 2,552 万円を計上いたしております。

農林水産業費でございますが、農業費におきまして、農業者経営持続給付金 1,282 万円を計上し、水産業費におきまして、漁業者経営持続給付金 1 億 2,072 万円を計上いたしております。

商工費でございますが、商工費におきまして、事業者経営持続給付金など 17 億 5,633 万円を計上し、観光費におきまして、市民・県民宿泊キャンペーン事業費 5,000 万円を計上いたしております。

教育費でございますが、幼稚園費におきまして、公立幼稚園管理運営事業費 99 万円を計上いたしております。

これらの経費を賄う財源といたしまして、

国庫支出金	9 億 9,490 万円
県支出金	2,230 万円
寄附金	1,100 万円
繰入金	11 億 4,224 万円

をそれぞれ計上いたしております。

また、若者移住定住応援事業に係る奨学金返還金の支援期間を 1 年延長する、債務負担行為の追加及び変更をお願いしております。

第 65 号議案 令和 2 年度佐世保市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うための必要経費 699 万円を計上いたしてお

ります。

第 6 6 号議案 佐世保市国民健康保険条例の一部改正の件

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるものでございます。

第 6 7 号議案 佐世保市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件

新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療被保険者等に対し長崎県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金について、本市が行う事務を定めるものでございます。

第 3 号報告 令和元年度佐世保市一般会計補正予算（第 1 2 号）市長専決処分報告の件

去る 3 月 1 0 日に決定した国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第 2 弾）などに係る感染拡大防止策や学校の臨時休業に伴う対応などについて、早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第 1 7 9 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第 4 号報告 令和元年度佐世保市一般会計補正予算（第 1 3 号）市長専決処分報告の件

令和 2 年 3 月 3 1 日で市債の額が確定したことに伴う地方債の限度額の変更について、地方自治法第 1 7 9 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第 5 号報告 令和 2 年度佐世保市一般会計補正予算（第 2 号）市長専決処分報告の件

令和元年 8 月 2 7 日から 2 9 日にかけて発生した集中豪雨により被災した土木施設の災害復旧について、復旧作業に早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第 1 7 9 条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第 6 号報告 令和 2 年度佐世保市一般会計補正予算（第 3 号）市長専決処分報告の件

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内経済や市民生活への対応として、「経営及び雇用の維持・継続への支援」及び「感染拡大防止と生活の安定」を基本方針とし、国、県の施策とあわせ、切れ目のない対策を段階に応じて適切に展開することとし、その第 1 段階（緊急支援段階）である、国の経済対策開始までの間をつなぐ緊急対応について、飲食・宿泊・貸切バスの各事業者に対する緊急支援給付

金の支給など、機を逸することなく、スピード感をもって取り組むこととしたことから、所要額の追加を、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第7号報告 令和2年度佐世保市一般会計補正予算（第4号）市長専決処分報告の件

第6号報告で申し上げた方針に基づく第2段階（安定化支援段階）のひとつとして、去る4月30日に成立した国の経済対策（補正予算）を積極的に活用する大規模な支援施策を実施することに伴い、「特別定額給付金」及び「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給など、早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第8号報告 佐世保市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等に係る所要の改正等について、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第9号報告 佐世保市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額に関する規定及び保険税の軽減措置における減額の基準となる所得額に関する規定に係る所要の改正について、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

第10号報告 佐世保市介護保険条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の特例に係る所要の改正について、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。